

24 消安第 4222 号
24 生畜第 1700 号
平成 24 年 12 月 17 日

社団法人 緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正
について

現在、飼料用米中の残留農薬については、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成 21 年 4 月 20 日付け 21 消安第 658 号・21 生畜第 223 号関係課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、その低減化のための措置を講ずることによって飼料用米を給与した動物由来の畜産物の安全の確保を図っているところです。

今般、粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記に掲げる農薬成分については、当該措置を要しないと判断したので、今後これらについては当該措置を求めないこととし、別添のとおり課長通知を改正することとしました。

については、これについて貴団体傘下の会員に対し周知徹底をお願いします。

今後とも関係者と連携の上、粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、適宜、当該措置の見直しを行うこととしているので申し添えます。

記

新たに課長通知の措置を要しないとする農薬成分

ACN（キノクラミン）、シメコナゾール、メトミノストロビン

なお、課長通知の措置を要しない農薬成分（当該成分を含む）を含む剤は別紙のとおりであるので参照願います。

○殺虫剤

BPMC乳剤
BPMC粉剤
BPMC・PAP粉剤
DEP乳剤
DEP粉剤
PAP乳剤
PAP粉剤
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粒剤
クロマフェノジド水和剤
チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
マラソン乳剤
マラソン粉剤
マラソン・BPMC乳剤
マラソン・BPMC粉剤
メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粒剤
オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粉剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤

メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
ペノキススラム水和剤

以上

(別 添)

「飼料として使用する粃米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号・21生畜第223号 消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知) 一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。 <u>ACN (キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、BPMC (フェノブカルブ)、DEP (トリクロロホン)、PAP (トリクロロホン)、PAP (フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニツク酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、シハロホツプアル、シメコナゾール、チアマトキサム、チオファアネートメチル、ヒドロキシキサゾール、フェリムジン、プロフロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フロベナゾール、ペノキサスラム、マラソン (マラチオジド、メトミノストロビン及びメプロニル</u></p>	<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。 <u>BPMC (フェノブカルブ)、DEP (トリクロロホン)、PAP (フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニツク酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロマフェノジド、シハロホツプアル、チアマトキサム、チオファアネートメチル、ヒドロキシキサゾール、フェリムジン、プロフロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フロベナゾール、ペノキサスラム、マラソン (マラチオン)、メトキシフェノジド及びメプロニル</u></p>
<p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤 BPMC乳剤 BPMP粉剤 BPMP・PAP粉剤 DEPP乳剤 DEPP粉剤 PAPP乳剤</p>	<p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤 BPMC乳剤 BPMP粉剤 BPMP・PAP粉剤 DEPP乳剤 DEPP粉剤 PAPP乳剤</p>

P A P 粉 剂

エチプロール水和剂
 エチプロール粉剂
 エチプロール粒剂
 クロマフェノジド水和剂
 (削除)
 チアトキサム水和剂
 プアロフェジン水和剂
 プアロフェジン粉剂
 プアロフェジン粒剂
 プアロフェジン・BPMC 粉剂
 マラソン乳剂
 マラソン粉剂
 マラソン・BPMC 乳剂
 マラソン・BPMC 粉剂
 メトキシフェノジド水和剂
 メトキシフェノジド粉剂

○殺菌剂

アゾキシストロビン水和剂
 アゾキシストロビン粉剂
 イソプロチオラン水和剂
 イソプロチオラン乳剂
 イソプロチオラン粉剂
 イソプロチオラン粒剂
 オキソリニツク酸水和剂
 オキソリニツク酸粉剂
 オキサトロビン粒剂
 シメコナゾール粒剂
 シメコナゾール・メトミノストロビン粒剂
 チオファネートメチル水和剂
 チオファネートメチル粉剂
 ヒドロキシイソキサゾール液剂
 フェリムゾン水和剂
 (削除)
 フラメトピル粉剂

P A P 粉 剂

エチプロール水和剂
 エチプロール粉剂
 エチプロール粒剂
 クロマフェノジド水和剂
 クロマフェノジド粉剂
 チアトキサム水和剂
 プアロフェジン水和剂
 プアロフェジン粉剂
 プアロフェジン粒剂
 プアロフェジン・BPMC 粉剂
 マラソン乳剂
 マラソン粉剂
 マラソン・BPMC 乳剂
 マラソン・BPMC 粉剂
 メトキシフェノジド水和剂
 メトキシフェノジド粉剂

○殺菌剂

アゾキシストロビン水和剂
 アゾキシストロビン粉剂
 イソプロチオラン水和剂
 イソプロチオラン乳剂
 イソプロチオラン粉剂
 イソプロチオラン粒剂
 オキソリニツク酸水和剂
 オキソリニツク酸粉剂
 オキサトロビン粒剂
 チオファネートメチル水和剂
 チオファネートメチル粉剂
 ヒドロキシイソキサゾール液剂
 フェリムゾン水和剂
 フラメトピル水和剂
 フラメトピル粉剂

フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
チアトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロ
ン粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロロン水和剤
フルセトスルフロロン粒剤
ペノキヌスラム水和剤

フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤

メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
チアトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

アジムスルフロロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロ
ン粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロロン水和剤
フルセトスルフロロン粒剤
ペノキヌスラム水和剤